

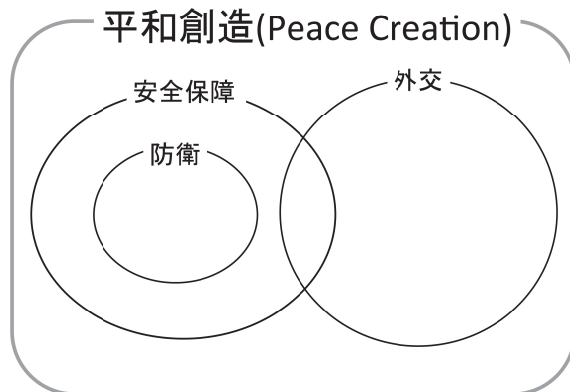
を包含し通底する概念であり、また、予防外交 preventive diplomacy、平和維持 peace-keeping、平和構築 peace-buildingなどを包含する概念です。つまり、外交や安全保障の目的は、あくまで、平和を維持し平和を守っていくことにあります。防衛という軍事のために外交や安全保障（エネルギー保障なども含む）があるわけではありません。

そして、憲法の定める平和主義と国際協調主義の理念を具体化し、それを外交、安全保障政策の上で具現化していくための司令塔的機関である平和創造会議（Peace Creation Conference）を政府に設置するべきであると考えています。平和創造会議は、我が国が憲法の平和主義の具現化のために総力を挙げて取り組むという「積極的平和創造主義」の司令塔であり、この「積極的平和創造主義」こそ、安倍総理の訴える軍事優先の「積極的平和主義」に政治的に対峙する理念であると考えます。

平和憲法を有する我が国にあっては、その平和主義や国際協調主義を具現化するための基本理念、政策の基本方針を定め、国全体で平和創造に取り組んでいく司令塔である平和創造会議（Peace Creation Conference）が、そもそも必要かつ不可欠でありました。解釈改憲と安保法制の闘いの成果として、私たちが、こうした憲法の基本理念を具体化していく社会、国家へと発展できればこれほど素晴らしく価値あることはないと思っています。

※なお、平和創造会議（Peace Creation Conference）は、国家安全保障会議（NSC）の有する機能と役割はそのままに、理念的かつ政策的にそれと整合し得るものです（NSCは従来と同じ組織・業務を有し、NSC法の改正は不要です）。

※超党派の議員連盟「立憲フォーラム <http://www.rikk-en96.com/>」においては「平和創造基本法案」を提唱し、私の平和創造会議構想の骨格も法案の中に取り入れて頂いています。



【重要解説】集団的自衛権行使容認の「砂川判決論法」を徹底論破する

(1) 砂川判決が集団的自衛権行使を認めているという暴論

5月の衆院特別委員会の初日から、政府側は、解釈改憲の合憲性について、それまでは行うことのなかった新しい主張を展開するようになりました。それは、「最高裁砂川判決において、限定的な集団的自衛権行使が認められている。故に、7.1閣議決定や安保法制は合憲である」という驚くべき「砂川判決論法」です。

この砂川判決論法は、高村正彦自民党副総裁による7.1閣議決定以前からの主張でしたが、特別委員会に入って初めて、安倍内閣もその論法を答弁し始めました。これは、私の参院での「昭和47年政府見解の読み替え」問題の追及の結果、特別委員会での論戦を乗り切るために持ち出したとある良心ある政府関係者から確認しています。

また、6月4日の衆院憲法審査会での憲法学者の「違憲発言」による状況の中で、いっそう強調し始めています。これは、「昭和47年政府見解の読み替え」と「平和主義の切り捨て」の総合問題です。その主張のポイントは、以下のとおりです。

- ・集団的自衛権行使を容認する昭和47年政府見解にある「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」という論理は、砂川判決（昭和34年12月16日）に示された「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置」という論理と同一の「基本的な論理」である。
- ・砂川判決における「自衛のための措置」とは、個別的自衛権行使も集団的自衛権行使も、ともに含むうる概念である。
- ・従って、他国防衛ではなく自国防衛を目的とする「限定的な集団的自衛権行使」を許容する昭和47年政府見解の「自衛の措置」は、砂川判決の「自衛のための措置」の範囲内のものである。つまり、昭和昭和47年政府見解だけでなく、砂川判決も「限定的な集団的自衛権行使」を容認しており、7.1閣議決定の合憲の根拠となる。
- ・最高裁判決が容認しているのだから、7.1閣議決定と安保法制は憲法違反ではない。

■衆 平和安全法制特別委員会 平成 27 年 5 月 27 日

○安倍内閣総理大臣 ただいま高村委員が引かれましたように、昭和三十四年の砂川事件の最高裁判決で示された「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」、これが砂川判決で示された判決でございます。

そして、昭和四十七年政府見解において、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」と、これはまさに、当然、軌を一にするわけであります。(略)

したがって、昨年閣議決定は、最高裁が判断を示した、一見明白に違憲でない限り国会と内閣に委ねられているという最高裁から与えられた裁量の範囲内であり、立憲主義にのっとった解釈であると考えております。

■衆 平和安全法制特別委員会 平成 27 年 6 月 26 日

○安倍内閣総理大臣 平和安全法制的考え方は砂川事件判決の考え方に沿ったものであり、判決の範囲内のものであります。この意味で、砂川事件の最高裁判決は、集団的自衛権の限定容認が合憲である根拠たり得るものであると考えているところでございます。

そして、憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制は、その考え方に沿った判決の範囲内のものであると考えております。

昭和 47 年政府見解だけでなく、最高裁判決までも勝手に読み替えて解釈改憲を強行するという、まさに「毒を食らわば皿まで」の主張です。

明らかに暴論ですが、これを論破するには、(a) 昭和 47 年政府見解と砂川判決とは「基本的な論理」にずれがあること、(b) そもそも砂川判決から集団的自衛権行使を読み取ることは論理として不可能である、という二点を立証すればいいのです。

(2) 昭和 47 年政府見解と砂川判決との「基本的な論理」のずれ

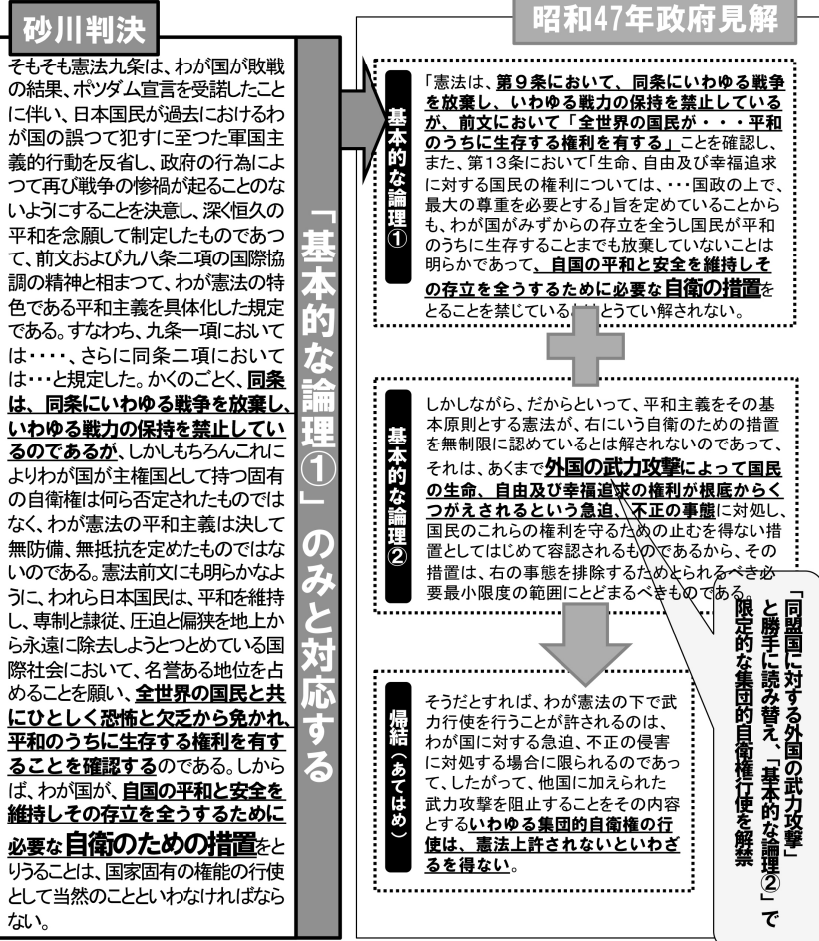
最初の立証は簡単です。確かに、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の(ための)措置」という部分はうり二つですから、昭和 47 年政府見解は砂川判決を引用したのは事実でしょう。実際、昭和 47 年政府見解の作成契機となった昭和 47 年 9 月 14 日の参議院決算委員会での当時の吉国内閣法制局長官の答弁にも砂川判決の引用があります。

■参 外交防衛員会 平成 27 年 6 月 9 日

○小西洋之君 四十七年見解の基本的な論理①、②、帰結(あてはめ)というふうに分けているわけですが、……砂川判決で示されている法理は基本的な論理①だけでよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 私は①だと思っております。

昭和47年政府見解と砂川判決論理との関係



しかし、その両者を比較してみると、安倍内閣が「昭和 47 年政府見解の読み替え」により「限定的な集団的自衛権行使」を解禁した法理としているのは第 1 章でご説明した昭和 47 年政府見解の「基本的な論理②」の部分ですが、砂川判決の「自衛のための措置」と対応する昭和 47 年政府見解の「自衛の措置」という法理は「基本的な論理①」の部分までなのです。要するに、同じ基本的な論理だ！と安倍総理などは主張しながら、実は、砂川判決の論理は「限定的な集団的自衛権行使」を具体的に認める法理は何ら展開していない「基本的な論理①」との対応に止まるのです。

つまり、安倍内閣は、昭和 47 年政府見解の「基本的な論理」は砂川判決の法理と軌を一にしている、よって、7.1 閣議決定は合憲であり、立憲主義に反しないと主張しているのですが、それは、二つの論理①、②を混ぜ合わせた国民を欺く論法なのです。

この点について、中谷防衛大臣は参議院での私の追及に対し、『砂川判決の論理が該当するのは、「基本的な論理①」までである』と認めています。私は、「国民を欺く論法は二度と行わないこと」を厳しく指摘しました。まともな政権ならこれで主張を引っ込めるところですが、その後も繰り返し強弁していますので、徹底的に対処していく必要があります。

(3) 砂川判決から集団的自衛権行使は「いかに読んでも読み切れない」

次は、砂川判決の「自衛のための措置」は集団的自衛権行使を許容するものではないことの立証です。そもそも、砂川判決は、米軍基地への立ち入り行為について旧安保条約に基づく刑事特別法の合憲性が争われた事案であり、集団的自衛権行使は争点にすらなっていません。歴代政府においても砂川判決の「自衛のための措置」は、「個別的自衛権行使しかできないという政府の見解の基盤にある基本的な考えと軌を一にするもの」という趣旨の見解に止まってきました。

(a) 第一に、判決文の論理的な読み方から無理があります。判決文は、「無防備、無抵抗ではない」から説き起こして「日本国民の平和的生存権」を根拠に「自衛のための措置」を導いていますが、無防備・無抵抗からいきなり他国防衛の実質を有する集団的自衛権行使を認めるのは日本語として論理的に不可能です。(読めるとしてもせいぜい個別的自衛権行使までということになり、むしろ、集団的自衛権行使を否定する論拠にすらなり得るも

のと考えられます。)

(b) 同じく判決文の読み方として、そもそも、この「自衛のための措置」は、判決文の中では、憲法 9 条の下で可能な武力行使のあり方を論じるものではなく、日本が「他国に安全保障を求めること」、すなわち、日米安保条約の締結という「自衛のための措置」ができることを導くために説き起こされた概念に過ぎません。それを掴まえて、この中に他国防衛である集団的自衛権行使があるというのは言いがかりも甚だしい、恣意的な「読み替え」であると言わざるを得ません。

■最大判昭和 34 年 12 月 16 日 砂川判決抜粋

……しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

【参考】非現実的などと批判されることがある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」という前文の規定は、実は日米安保条約合憲の論拠となっているのです。(なお、信頼するのは諸「国家」ではなく、諸国民です)

(c) 第三に、そもそも判決文は「憲法 9 条は、前文の平和主義を具体化した規定」として、憲法 9 条の戦争放棄、戦力不保持の規定を引用した上で、こうした憲法 9 条においても「日本国民の平和的生存権」を根拠に主権国家としての固有の自衛権を有し「自衛のための措置」が取り得るとしています。

つまり、砂川判決の「自衛のための措置」には、法理として、「他国民の平和的生存権」などの平和主義の法理の制限が根っこのところから掛かっ

ているのです。そして、憲法前文に掲げる三つの平和主義（政府解釈による）はそのどれもが、日本が武力攻撃を受けないのに武力を行使するという意味で先制的な武力行使である集団的自衛権と真っ向から矛盾するものですが（第二章で詳述）、安倍総理や閣僚、高村副総裁もこれに全く言及がありません。つまり、砂川判決論法は、「憲法前文の平和主義の法理の切り捨て」という暴挙において、7.1 閣議決定とまさに「軌を一にする」ものなのです。

- (d) 第四に、判決以前に歴代政府は一貫して集団的自衛権行使を違憲とし、更に、昭和 29 年に可決された「自衛隊の海外派兵を許さない」旨の参院本会議決議の趣旨説明において「憲法 9 条の自衛とは国土の侵略に対する国防衛行為である」とされていることから、政府も国会も違憲としている団体的自衛権行使を、最高裁が訴訟の争点にもなっていない判決で、しかも何の具体的な法理も根拠として明示せずに合憲とする訳がありません。
- (e) 第五に、判決から間もない昭和 35 年 4 月 28 日の国会答弁など、歴代政府は判決後も一貫して、第一次安倍内閣の安倍総理や外務大臣当時の高村副総裁（平成 11 年 3 月 8 日予算委員会等）のように「集団的自衛権行使は違憲である」としてきました。もし、砂川判決が集団的自衛権行使を許容していたのであれば、安倍総理等は最高裁判決違反の答弁、つまり、憲違反の答弁をしていたこととなります。つまり、砂川判決論法は、判決以降の議会政治を根底から覆す主張なのです。

【解説】昭和 47 年政府見解作成の契機となった同年 9 月 14 日の吉國內閣法制局長官答弁では「自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。」等、砂川判決に言及しつつ「昭和 47 年政府見解の読み替え」を全否定する論拠を示している。ようするに、安倍内閣は「限定的な集団的自衛権行使」が昭和 47 年政府見解で容認され、かつ、砂川判決でも容認されているので 7.1 閣議決定等は合憲であると主張しているのだが、吉國長官の答弁は昭和 47 年政府見解が「限定的な集団的自衛権行使」を容認することを否定し、かつ、その立論の中で砂川判決の文言を引用しているのである。

つまり、昭和 47 年政府見解の作成者が、あらゆる集団的自衛権行使が砂川判決に含まれることを否定しているのである。

- (f) 第六に、田中耕太郎最高裁判事の補足意見にある有名な『自衛はすなわち「他衛」、他衛はすなわち自衛』という言葉ですが、これはいみじくもその前

段で「一国の自衛は国際社会における道義的義務である」と述べているように、道義を述べた一種の政策論の類いであって法理論ではありません。なお、田中長官については、大法院判決の事前に米国政府と判決方針を内通していたという米国政府の公文書記録が公開されており、もしこれが事実であるならば、戦後司法最大の汚点というべき違法行為の責任者です。

他方、（これまでの砂川判決を巡る論争の中で全く指摘されたことが無い事実であると理解していますが、）これに対して、憲法上可能である自衛権として個別的自衛権のみを認めていると解される石坂修一判事のれっきとした法理論を示した補足意見があります。つまり、補足意見でこのように主張する判事が、もし、判決主文に法理として集団的自衛権行使が含まれていたならば、これに賛同する訳がありません。

■昭和 34 年 12 月 16 日 砂川判決（石坂判事補足意見）

わが国が……急迫不正の侵害に対し、これを排除するため自ら衛る権利を有することについては、異論があるとは考へ得られない。……自衛権は、急迫不正の侵害に対し已むを得ざる場合、わが国自らこれを行行使し得ること当然であつて、若しその行使が禁止せられて居るとするならば、自衛権を以つて無内容となし、単なる画餅とするに外ならぬ。

憲法九条は、……わが国が自ら右の如き自衛権行使の手段即ち防衛手段を保有することを、全面的に禁止して居るものとは、到底解し得られない。

……自衛権行使のため有効適切なる手段を、国家が予め組織整備することも亦、法的に可能であるとせざるを得ない。……（固より、その形態、規模は、侵さず、侵されざるの限界を保つべく、その防衛行為は、侵害より生ずる紛争が、国際連合憲章に従つて解決を見るに至る迄の間における当面の措置たるべきものと解すべきである。）

【解説】文理からして明らかに我が国に対する急迫不正の武力攻撃に対する個別的自衛権行使の法理が述べられている。そのための実力組織を保持することが合憲であるとも言及され、かつ、それが「侵さず、侵されざる」べきものと我が国に対する武力攻撃を排除するための必要最小限度の実力であることも示されている。また、「国際連合憲章に従つて解決を見るに至る迄の間における当面の措置たるべきもの」とは国連憲章第 51 条の定めを指しているものと解されるが、第 51 条には個別的自衛権行使と集団的自衛権行使がともに規定されているところ、この個別的自衛権行使のみに留まる論理展開における第 51 条への言及は石坂判事において主文の「自衛のための措置」に集団的自衛権行使が含まれているとは到底考えていないことを明確に示している。

(4) 最高裁は「昭和 47 年政府見解の読み替え」に統治行為論は使えない

最後に、安倍総理と高村副総裁は、「主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものについては、一見極めて明白に違憲無効でない限り、内閣及び国会の判断に従う」という砂川判決の統治行為論の法理を引用しつつ、7.1 閣議決定は最高裁から委ねられた裁量の範囲内という主張を行っています。しかし、「昭和 47 年政府見解の読み替え」や「平和主義の切り捨て」の暴挙が「一見極めて明白に違憲」であることは明々白々であり（第三章の「立法事実の不存在」による最高裁違憲判決も存在します）、最高裁が統治行為論で 7.1 閣議決定を合憲とすることは、司法権が、法の支配と日本語そのものを崩壊させる暴挙を侵すこととなります。

(5) まとめ

以上のことから、砂川判決と安倍内閣の「昭和 47 年政府見解の読み替え」の間には論理的な適合性はなく、また、そもそも、砂川判決は集団的自衛権行使を容認したものではありません。従って、「昭和 47 年政府見解と同一論理である砂川判決が集団的自衛権行使を許容し、故に 7.1 閣議決定と安保法制は合憲である」とする安倍内閣等の砂川判決論法は完膚無きまでに論破されることになるのです。

むしろ、「昭和 47 年政府見解の読み替え」だけでは堪えきれずに、「最高裁砂川判決の読み替え」まで足を突っ込んでしまった安倍内閣は、自ら新たな墓穴を掘ったと言えるでしょう。この世紀の暴論を徹底的に追及しなければなりません。